

国民年金保険料の免除 制度のご案内

産前産後期間の免除制度

国民年金第1号被保険者が出産した際に、出産前後期間の保険料免除制度を利用できます。産前産後期間の免除は、将来年金を受給する際に納めた期間として計算されます。

対象となる方

第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

免除される期間

・単児妊娠の場合

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間

・多児妊娠の場合

出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産で、死産・流産・早産された方も含まれます。

付加保険料

産前産後期間は、国民年金保険料は免除されますが付加保険料（月額400円）を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やすことができます。

※付加保険料の納付は別途申請が必要になります。

申請先

年金事務所または住民課
国保年金班

申請受付

出産予定日の6か月前から申請できます。

手続きに必要なもの

・産前に申請する場合
出産予定日がわかる母子健康手帳などをお持ちください。

・出産後に申請する場合
母子手帳などは原則不要ですが、被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書などの出産日及び親子関係がわかる書類をお持ちください。

〒千葉年金事務所
043(242)6320
住民課国保年金班
(84)1214

退職（失業）による特例免除

退職（失業）により保険料を納めることが難しくなった場合は、申請により免除または猶予される制度があります。

通常の免除・猶予申請は、本人・配偶者・世帯主の前年所得が審査対象になります。

申請先

年金事務所または住民課
国保年金班

申請受付

免除では、退職（失業）された方の所得が審査対象から除外されます。

申請に必要なもの

①個人番号（マイナンバー）が確認できるものまたは基礎年金番号がわかるもの（年金手帳等）

②失業していることを確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書等）

・印かん
・対象者の被保険者証
・学生証の写しまたは在学証明書
・保護者名義の通帳

高校生の医療費を助成

医療機関を受診したとき、保険診療の一部負担金を助成する制度です。

事前に資格登録の申請が必要で、資格登録日以後の医療機関にかかった分が該当となります。

なお、令和4年3月に中学校を卒業する生徒がいるご家庭には、健康こども課から通知します。

対象者

令和4年度高校新1年生と、資格登録が済んでいない高校新2年生、新3年生（平成16年4月2日から平成19年4月1日生まれまでの就学している方）

対象期間

資格登録日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで

申請に必要なもの

・印かん
・対象者の被保険者証
・学生証の写しまたは在学証明書
・保護者名義の通帳

申請健康こども課こども班
(82)3400

町社会教育・社会体育施設の予約方法と利用方法

予約方法

①社会文化課窓口にて利用者の登録（来庁が難しい場合はFAXにて利用者登録用紙を提出でも可）

②町公式ホームページから公共施設予約システムへアクセス

③登録時に割り当てられる利用者番号とパスワードでログイン

④施設案内・予約画面から利用目的等で施設を予約※電話での予約もできます。

※事前予約は登録者の住所により予約可能期間が異なります。町内の方は2か月前から、町外の方は1か月前から予約が可能となります

利用方法

施設を利用する際にはガイドラインと利用者へのお願いを確認し、利用確認書に記入してからご利用ください。

社会文化課施設管理班

(84)1358
(84)2877